

## 再整理事項に関する説明資料

総務省統計局

## 1. フリーランス関連

## (1) 「実店舗」と「事業所」の関係

- ① 「実店舗」と「事業所」（日本標準産業分類一般原則で示されている「事業所」の定義）との違いを整理してください。
- ② その上で、調査を行うに当たっては、「実店舗」の定義を分かりやすく示すべきではないでしょうか。

## 【回答】

フリーランスガイドラインにおいて、「実店舗」は、

専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやインターネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林業従事者は「フリーランス」とはしない。

と定められていることから、例えば、次のような場合が、実店舗に該当すると考えているところ。

専用の事務所・店舗を設けていること（事務作業を行うための専用の事務所や、商品・サービス・飲食等を提供するための実在の店を指し、事務所・店舗を借りている場合も含む）

一方、「日本標準産業分類」における「事業所」の定義については、別紙のとおりであり、原則は、次の要件を備えているものをいう。

- ・経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- ・財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること

したがって、「日本標準産業分類」に照らせば、原則、事務所・店舗を有さないものは事業所には当たらない。ただし、経済活動の行われる態様は多種多様なものがあることから、便宜上、住居等を事業所として取扱う場合があると承知している。

このため、「事業所」については、「実店舗」を有さない場合も一部含まれていると考えることができる。

なお、本調査の実施に当たっては、報告者が適切な回答を出来るよう「実店舗」の典型的な事例を記入要領に示すなど丁寧な説明を行ってまいりたい。

## 別紙

### 日本標準産業分類（抜粋）

#### 第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

（中略）

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシー等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (4) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (6) 建設工事が行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。
- (8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校とする。）。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

- (9) 国、地方公共団体については、一構内であっても、法令により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

(10) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

例えば、住居の一部で仕事が行われている場合は、次のように取り扱う場合がある。

ア．そこに全て事業所があるものとする。

イ．事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限り、事業所があるものとする。

ウ．雇用者のある場合に限り、事業所があるものとする。

エ．看板類似の社会的標識のある場所に限り、事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

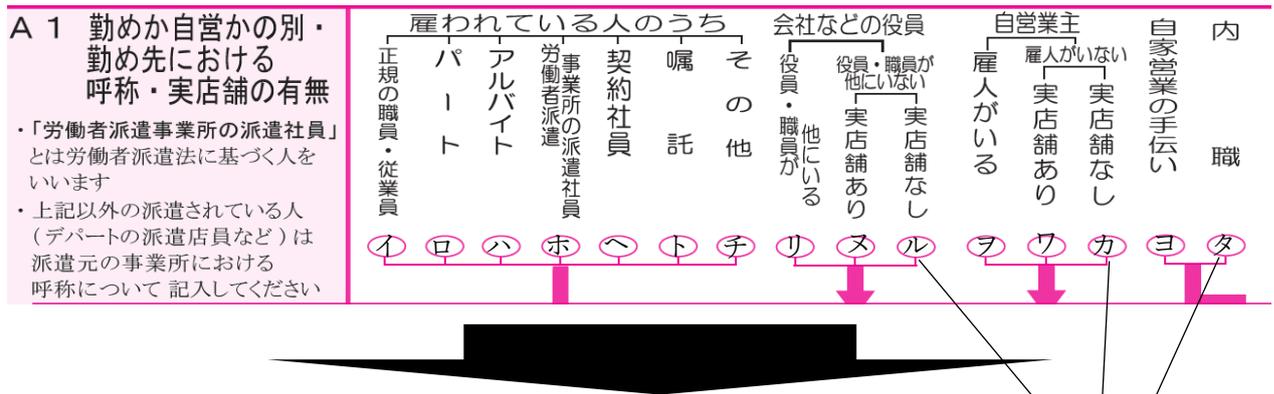
**(2) フリーランスと既存の就業形態の関係**

- ① 調査票のA1を中心に、今回把握しようとするフリーランスと、これまでも本調査で把握してきた就業形態との関係について、表形式などで包含関係を整理してください。

**【回答】**

本調査における、フリーランスと従来の従業上の地位・雇用形態との包含関係を整理すると以下のとおりとなっている。

(調査票案※次問②を受けて「内職」の実店舗区分を削除している)



(集計イメージ)

雇われている人	会社などの役員	自営業主 (雇人あり・なし)	自家営業の手伝い	内職	(別掲) フリーランス
イ～チの合計	リ+ヌ+ル	ヲ+ワ+カ	ヨ	タ	ル+カ+タの一部 (農林漁業従事者以外)
(参考：平成29年調査結果)					
55,839,400	3,368,700	5,481,400	1,221,400	135,700	—

なお、従来の調査計画 (集計事項一覧) においては、フリーランスの内訳まで示すことは予定していなかったところであるが御指摘も鑑みたニーズを想定し、一部の集計表についてフリーランスの内訳まで示した集計表を作成するように見直すこととしたい (次頁の表参照)。

表 フリーランスの内訳を追加した集計イメージ

	総数		本業のみフリーランス		副業のみフリーランス		
	総数 =a+d+g	総数 =a(b+c)	うち会社などの役員 =b	うち自営業主 =c	総数 =d(e+f)	うち会社などの役員 =e	うち自営業主 =f
フリーランスの本業・副業の別	500人	200人	50人	150人	200人	50人	150人

※数字はダミーである。

※「内職」のフリーランスは「うち自営業主」に含まれている。

(続き)	本業かつ副業がフリーランス				
(続き)	総数 =g(h+i+j+k)	うち本業が会社などの役員、副業が会社などの役員 =h	うち本業が会社などの役員、副業が自営業主 =i	うち本業が自営業主、副業が会社などの役員 =j	うち本業が自営業主、副業が自営業主 =k
(続き)	100人	25人	25人	25人	25人

※数字はダミーである。

② 「内職」の定義は、どのようなものでしょうか。今回の変更で実店舗の有無を聞くこととしていますが、「実店舗がある内職」というケースはあり得るのでしょうか。

**【回答】**

本調査における内職とは、①自宅で、②材料の支給を受け、③人を雇わず、④作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいい、原則は自宅で仕事を行うことを想定している。ただし、例外的に自宅外で行う内職的な仕事についても内職として取り扱う事例があるため、当初の計画案では、内職においても「実店舗の有無」について把握することを予定していた。

しかしながら、「実店舗」を持ちながら内職に従事する者については、例外的なものであり、その数も限定的であると考えられることから、報告者にとっての回答のしやすさに鑑み、「内職」については、調査票について「実店舗の有無」の選択肢を削除する修正を行うこととしたい。

その結果として、フリーランスの集計上は、内職については、全てフリーランスとして取り扱うことになる。

- ③ 「派遣社員」の中には、「実質的にフリーランスだが、事業の運営上、形式的に派遣職員になっているケース」があるなど、一般的にフリーランスと呼称されている働き方をしている方も存在すると考えられます。今回採用される定義により、派遣社員が一切考慮されないとすると、実態や一般的な感覚とずれた集計結果になるおそれはないでしょうか。

#### 【回答】

本調査における労働者派遣事業所の派遣社員とは「労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人」としており、労働者派遣事業所との雇用関係を前提としたものである。

一方で、フリーランスガイドラインにおけるフリーランスについては「雇人もいない自営業主や一人社長」となっており、雇用関係を前提としない働き方をしている者が、その対象となっているところ。

今回の調査計画の立案に当たっては、

- ① 本調査が公的統計の中核である基幹統計を作成するために行うものであること、
- ② 公的なフリーランスの定義としては、現状では、フリーランスガイドラインで示された定義以外に見当たらないこと
- ③ このガイドラインは、政府としての閣議決定（成長戦略実行計画）に基づき策定されたものであること

を踏まえ、フリーランスガイドラインの定義に準拠した数値が提供できるようにすることが最も合理的と考えたところであり、その結果として、何らかの雇用関係にある方々について、フリーランスの概念に含めないことはやむを得ないものと考えている。

ただ、今後、政府の取組等によって、フリーランスの定義について変更がなされるような場合においては、まずは、集計・公表上の取扱いとして柔軟に対応していきたいと考えるとともに、本調査の定義の取扱いについても、再検討の余地があると考えている。

また、御指摘のように異なる定義によっても一定の分析を行うことができるよう、本調査では、従業上の地位・雇用形態の区分の内訳として、「労働者派遣事業所の派遣社員」があり、この区分で回答した者について、産業・職業で絞り込みによって把握した数とフリーランスの数を合算することにより、御指摘の定義に近いフリーランスの数も算出可能であると考えている。

### (3) フリーランスの定義における「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」

今回準拠する定義のうち、「自身の経験や知識、スキルを活用して」は、調査票上、特段の制約や対応がありません。そのため、集計結果を公表するに当たり、「『自身の経験や知識、スキルを活用して』という定義に準拠した」という説明は、誤解を招くおそれがあります。

むしろ、

- i) 本調査でのフリーランスの定義は、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、収入を得る者」
- ii) フリーランスガイドラインでは、「自身の経験や知識、スキルを活用して」についても定義として含まれていますが、全ての職業について、その経験や知識、スキルを保有して行っていると考えられるものであることから、本調査上は特段の制約をしていません。

という定義・説明が正確なのではないでしょうか。

#### 【回答】

御指摘を踏まえ、本調査で用いるフリーランスの定義については、上記 i) のとおり修正させていただくとともに、上記 ii) については、統計局の HP などの FAQ などにおいて、必要に応じて活用させていただくこととしたい。

### (4) 本調査と経済センサスの関係

本調査で把握されるフリーランスには、経済センサスで把握されていないフリーランスも含まれ得るという理解でよいでしょうか。そうであるならば、公表時に、その旨を明示すべきではないでしょうか。

#### 【回答】

世帯側から調査する本調査においては、直接個人の働き方を捕捉することから、様々な制約はありつつも、御質問の認識のとおり、経済センサスにおいて調査対象事業所に該当しない場合なども含めて、より直接的にフリーランスを把握することは可能であると考えている。なお、結果の公表時においては、フリーランスを含む用語の解説を掲載するなど、丁寧な対応を行ってまいりたい。

(5) フリーランスガイドラインでフリーランスの定義について「自身の経験や知識、スキルを活用して」とされていることへの対応としては、調査票A9において現職に就いた理由を把握しており、その選択肢の一つとして「知識や技能を生かしたかった」があるところ、フリーランスに該当した方とそれ以外の方で当該選択肢の選択確率が異なるか分析してみることも一案ではないでしょうか。

**【回答】**

集計表（全国編第65表）において、非正規の職員・従業員やフリーランスの者（本業）を集計対象として、調査票A10に係る項目「現職の就業形態についている理由」の集計を予定していることから、御提案についても、当該集計表を用いた分析により行ってまいりたい。（調査票A10では、あてはまる全ての理由と、うち主な理由を回答いただくこととしており、「専門的な技能等を生かせるから」という状況を幅広く把握できるものと思料。）

## 2. テレワーク関連

(1) 資料3の5頁では、テレワークの定義として、●の3点と、なお書きが記載されていますが、少なくとも、2つ目の●は1つ目の●に含まれるなど、定義として未整理のように見受けられます。定義の整理が必要ではないでしょうか。

### 【回答】

テレワークの定義については、前回の部会において、以下のようにお示したところ、1つ目の●と2つ目の●については、テレワークを行う場所が、「普段仕事を行う事業場・仕事場か否か」という観点から書き分けているところ、御指摘を踏まえて、分かりやすさの観点から、以下のように修正することとしたい。

(修正案：下線部が修正部分)

テレワークとは、以下のいずれかに該当する場合のことをいいます。

●普段仕事をしている人が、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用して、普段仕事を行う事業場・仕事場とは違う場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をする。

または、

●普段仕事をしている人であって雇われている人が、在宅勤務（自宅で情報通信技術を用いて仕事を行う勤務形態）により、普段から自宅で仕事をする。

または、

●普段仕事をしている人であって雇人がいない自営業主が、注文者から委託を受け、情報通信技術を活用して自宅又は自宅に準じた場所で成果物の作成又は役務の提供を行う仕事（この形態を「自営型テレワーク」といいます。）をする。

なお、内職（家内労働）は、在宅での働き方のうち、製造・加工業者などからの物品の提供を受けて、物の製造、加工などをする仕事となりますので、テレワークとはなりません。

<前回の部会においてお示したテレワークの定義>

——定義——

テレワークとは、以下に該当する場合のことをいいます。

●情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用して、普段仕事を行う事業場・仕事場とは違う場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をする。

●雇われている人が、在宅勤務（自宅で情報通信技術を用いて仕事を行う勤務形態）により、自宅で仕事をする。

●雇人がいない自営業主が、注文者から委託を受け、情報通信技術を活用して自宅又は自宅に準じた場所で成果物の作成又は役務の提供を行う仕事（この形態を「自営型テレワーク」といいます。）をする。

なお、内職（家内労働）は、在宅での働き方のうち、製造・加工業者などからの物品の提供を受けて、物の製造、加工などをする仕事となりますので、テレワークとはなりません。

(2) 資料3の5頁の定義において「普段仕事を行う事業場・仕事場とは違う場所で仕事をする」とされていますが、例えば、以下のような場合には、「テレワーク」に含まれるのでしょうか。

- ①大学の教員が大学（教室又は研究室など）からオンライン授業を行っている場合
- ②大学の教員が自宅からオンライン授業を行っている場合

**【回答】**

テレワークとは、Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語であり、本拠地のオフィスから離れた場所で仕事をするのが本来の意味となる。仮に、普段、仕事を行う場所で ICT を活用した仕事を行っていたことまでテレワークに含めると、ICT を活用した仕事については全てテレワークに該当することとなる恐れがある。そのため、「普段仕事を行う事業場・仕事場」において行う仕事については、基本的にはテレワークには該当しないこととしている。

このため、上記①については、普段の職場の範囲内であると考えられることから、基本的に、テレワークには該当せず、上記②については、教員の自宅は普段の職場ではないため、テレワークに該当する。

(3) A6では、「1年間のテレワークの実施状況」について報告を求めることになっていますが、これは、実績ベースなのか、それとも、就業規則などによりあらかじめ定められた内容なのか、どちらでしょうか。

仮に実績で回答を求める場合、i) この一年は、新型コロナウイルス感染症というイレギュラーな要素が作用する余地が大きく、緊急事態宣言下では頻繁にテレワークしていても、最近は、ほとんど行っていないというように、1年の中で大きな相違があり、記入者は、どのタイミングの実績を記入すればよいか迷うことを懸念します。ii) また、1年の間に転職した場合、前職におけるテレワークの実施状況も含めて誤って報告してしまうおそれも懸念します。

### 【回答】

A6の「1年間のテレワークの実施状況」については、1年間の実績をベースとして回答していただくことを考えており、この1年間に就業異動がない場合は、その実績を記入いただき、転職など就業異動があった場合は、年間就業日数や所得の調査事項と同様に、今の仕事について1年間の見込で記入していただくこととしている。

これは、A5(1)の「1年間の就業日数」においても、実績ベースの回答を求めていることから、A6とA5(1)のクロス集計を行うことにより、テレワークの頻度だけではなく、テレワークを行った概ねの日数についても把握可能とすることによるものである。

なお、テレワークについては、就業規則に定めのない中でテレワークを実施している者がいると考えられること、また、本調査では、雇用者だけではなく全ての有業者をテレワークの把握対象としていることから、就業規則に縛られずにテレワークの実施状況について把握することを予定している。

御指摘のi)に関しては、本調査は令和4年10月1日を期日として実施するものであり、その時点における新型コロナウイルス感染症の影響については不透明ではあるものの、調査時点において、就業日数や、本業の収入などの直近1年間について調査する設問については、新型コロナウイルス感染症の影響の状態にあることもふだんの状況として、調査を実施することとなる。

このことは、A6の「1年間のテレワークの実施状況」についても、同様である。

このため、例えば、調査日前1年間において、新型コロナウイルス感染症の影響などの要因によりテレワークを実施する時期(週4日テレワークが6か月)と、これらの要因がなくテレワークを実施していない時期(週0日テレワークが6か月)があった場合は、その平均(週2=40%)についての回答を求めることを想定している。

御指摘のii)に関しては、報告者が誤って前職の状況について記入しないよう、記入要領に注意書きを記載することとしたい。

### 3. 就業に与える育児・介護の影響のよりの確な把握について

○ F1の「子の育児をしていない」には、「育児すべき子はあるが、自分は育児をしていない」と「育児する子がない」の2つが含まれます。

また、F2の「介護をしていない」には、「要介護者はあるが、自分は介護をしていない」と「要介護者がいない」の2つが含まれます。

ですので、F1に「育児する子がない」、F2に「要介護者がいない」という選択肢を追加するだけでも、より正確な分析ができるのではないのでしょうか。

#### 【回答】

育児に関する御指摘については、従来から「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と親から成る世帯」のうち6歳未満の子供のいる世帯)を集計対象として、「夫の育児休業等制度の種類」と「妻の育児休業等制度の種類」の調査事項等をクロスした集計表について作成していたが、夫と妻の育児の有無についてクロスした集計表を作成していなかった。

そこで、今回の調査では、上記と同様の集計対象において「夫と育児の有無・頻度」と「妻の育児の有無・頻度」をクロスした集計表(全国編第11n-5表)を新たに作成することとしており、これにより、「育児をすべき子はあるが、自分は育児をしていない」といった状況についても把握できるようにすることを予定しており、御提案の追加を行うまでの必要はないと考えている。

介護に関する御指摘については、本調査では自宅外にいる家族も介護の対象に含めているため、育児と同様の集計を行うことが困難である。また、介護が必要な者が福祉施設等に入所されていることに伴い介護が必要となっていないなど、介護の環境については、家庭により様々な状況があると考えられる。

そのため、本調査においては、調査の目的に照らして、介護をしている者の就業・不就業の実態について明らかにすることを基本として調査事項を設定することが適切だと考えている。

また、世帯における介護の状況については、全世帯を集計対象として、「世帯の介護の有無・頻度・介護等制度利用の有無・介護休業等制度の種類」をクロスした集計を作成しているところであり、これにより、世帯のうち、介護をしている者がいる世帯が何世帯あるのかということについては把握可能となっている。

以上のことから、御提案の追加を行うことについては、消極に考えている。

以上